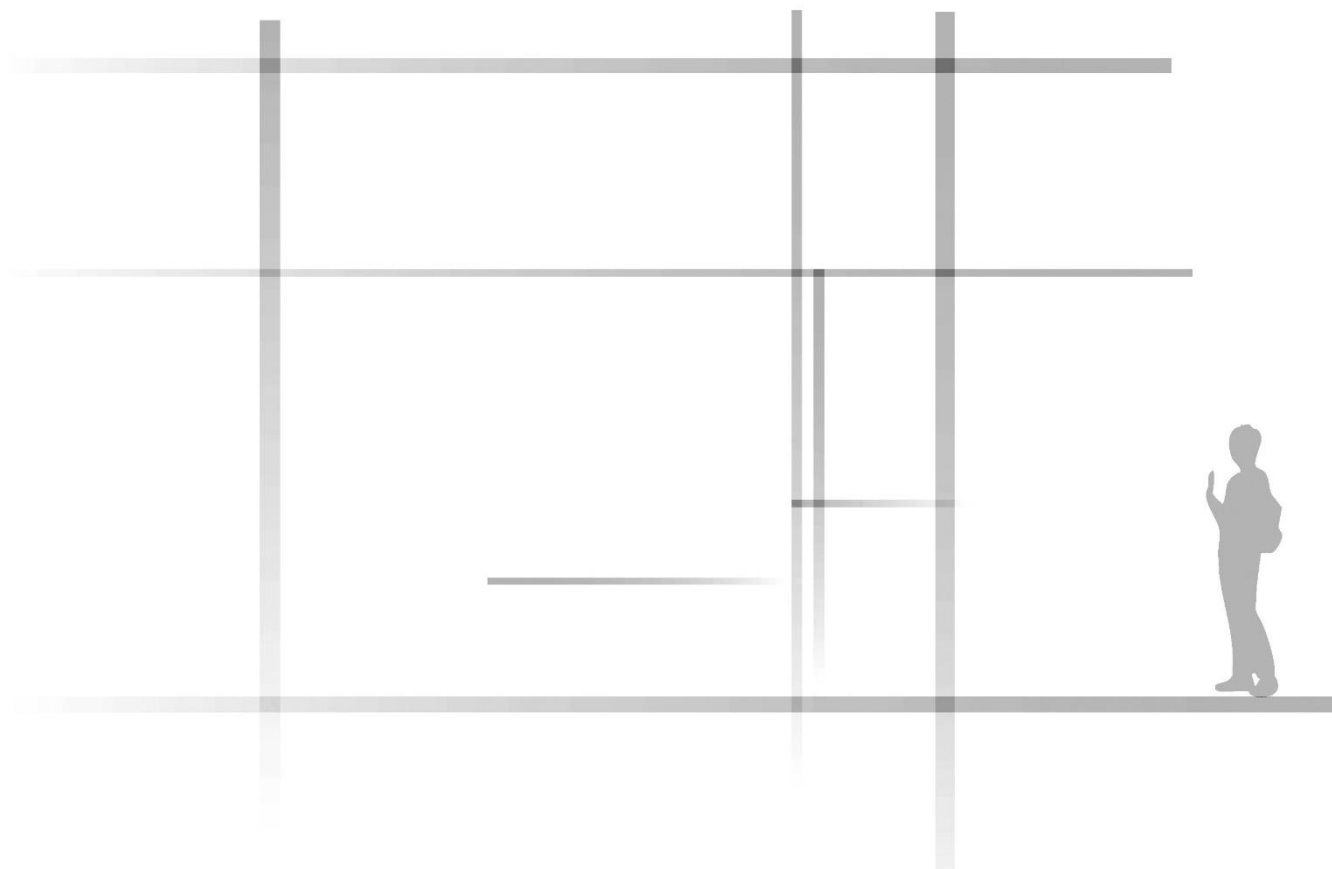
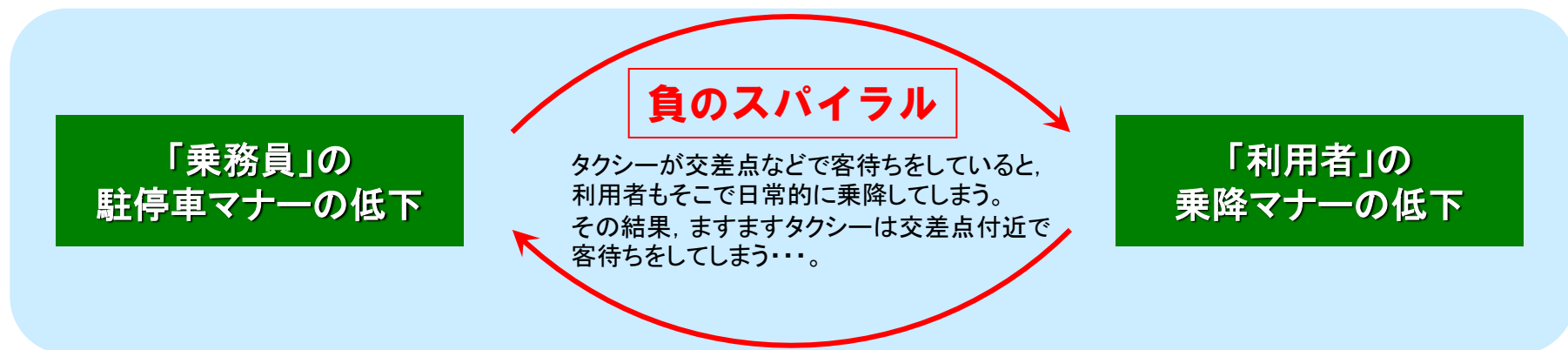


平成29年度の取組について

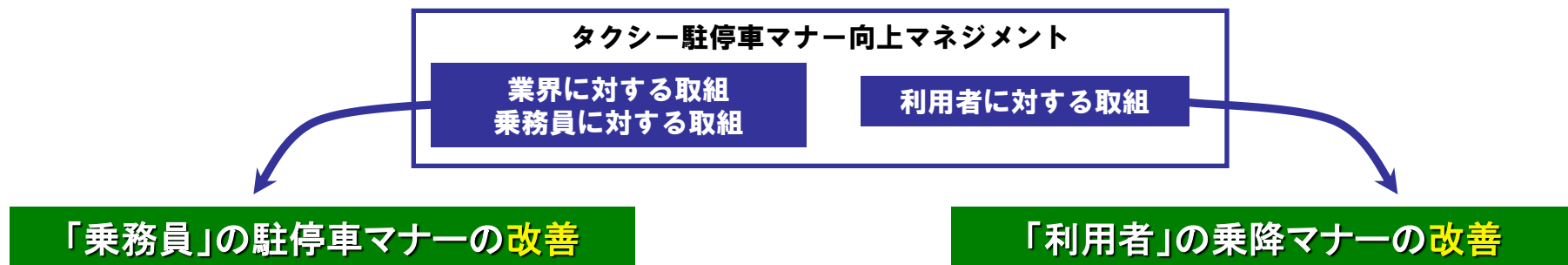


タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

＜タクシーMMの目的＞



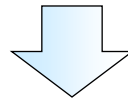
どのように現状の改善を図っていくか・・・



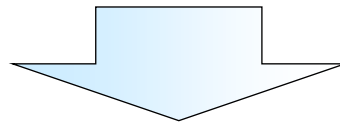
負のスパイラルから脱却！

タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

- ・ 平成28年度の取組結果から、利用者の意向が乗務員の意識に、乗務員の意識が利用者の意識の改善につながっている。
 - ✓ 乗務員の、約8割が「利用者の考え方をふまえ、マナー向上に努めよう」と回答
 - ✓ 利用者の、約4割が「思っていたより乗務員の意識が高い」と回答。そのうえで、約8割が「今後、交差点ではタクシーの乗り降りをしないようにしよう」と回答。



- ・ 乗務員への取組を継続するとともに、利用者への啓発を強化



正のスパイラルへ！

タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

○ 前回会議(H29.2)での主なご意見と、ご意見をふまえた取組方針

【ご意見①】 乗務員アンケートの回収数を高める工夫が必要

⇒ 業務センター等の意見をふまえ、繁忙期を避けて(1月中下旬頃)調査を実施する。

【ご意見②】 利用者(乗客)アンケートの回収数を高める工夫をすべき

⇒ 乗務員からの手渡しに加え、啓発も兼ねた街頭配布を実施する。また、アンケートの回収期間を長くするとともに、WEBによる回答も可能とする。

【ご意見③】 交差点等での乗降が違法であることの認知を高める啓発を強化すべき

⇒ 機会を捉えて利用者(乗客)向けの啓発を行うとともに、啓発を兼ねたアンケートの街頭配布を実施する。

【ご意見④】 外国人のタクシー利用も増加している

⇒ 情報収集・共有するとともに、必要な取組について検討する。

平成29年度の取組内容

1. 業界向けの取組

- ・業界幹部に対するマナー向上の働きかけ
(アンケート結果のフィードバック)
- ・街頭指導の継続的な実施

継続

継続

2. 乗務員への取組

- ・乗務員を対象としたアンケートの実施
(駐停車マナー向上に向けたアンケートと動機付け冊子の配布)

継続

3. タクシー利用者(乗客)等への取組

- ・利用者(乗客)を対象としたアンケートの実施
(乗降マナー向上に向けたアンケートの実施)
- ・乗降マナー向上に向けた啓発
(タクシー車内での啓発, 街頭啓発, 横断幕の設置)

強化

継続

実施項目①：乗務員向けアンケート

目 的	タクシー乗務員の自発的な駐停車マナー向上を図る
対 象	京都市域交通圏(京都府の京都市以南地域)のタクシー乗務員
時 期	平成30年1月中下旬
方 法	・ タクシー会社及び個人タクシー組合を通じて乗務員へ配布 ・ 会社・組合ごとに回収し、返送
配布数	約10,000部

The image displays three pages of a questionnaire for taxi drivers. The first page is the title page, the second page contains the main survey questions, and the third page shows the results of the survey, including a pie chart and a table of data.

アンケート調査票

実施項目①：乗務員向けアンケート

◆ アンケート調査票(案)

- (1) 回答者の属性
- (2) 「駐停車マナー」への意識について
- (3) 四条通での活動について
- (4) 京都駅八条口での活動について
- (5) 駐停車マナー向上に向けた指導について
- (6) 駐停車マナー向上に向けた乗務員のご意見

◆ 動機付け冊子(案)

- (1) 違法な駐停車や客待ちについてのマナー遵守のお願い文
- (2) 平成28年度アンケート結果の報告

実施項目②：利用者（乗客）向けアンケート

目 的	タクシー利用者（乗客）に，駐停車禁止区域等に関する情報を提供することにより，乗降マナーの向上を図る。
対 象	① 京都市内でタクシーに乗車した利用者（乗客） ② 京都駅前や四条通周辺の歩行者
時 期	平成30年1月中下旬
方 法	① 乗務員を通じて，利用者（乗客）にアンケート調査票を配布 継続 ② 京都駅前や四条通周辺でアンケート調査票を配布 新規 ⇒ 後日，郵送（もしくはWEB）で回収
配布数	① 2,500部（予定） ② 1,500部（予定）

実施項目②：利用者（乗客）向けアンケート

◆ アンケート調査票（案）

（1）回答者の属性

- ・ 年齢, 居住地
- ・ 利用頻度, 利用目的

（2）普段のタクシーの利用の仕方

- ・ タクシーの利用方法
- ・ タクシーを乗降する場合の留意点

（3）利用者（乗客）の乗降マナーについて

- ・ 平成28年度に実施したアンケート結果のフィードバック
- ・ 今後のマナー遵守意向

（4）「歩くまち・京都」憲章の認知度について

実施項目③：啓発用横断幕の設置

目 的	交差点内などの駐停車禁止場所の現場で訴えかけることにより、利用者(乗客)及びタクシー乗務員の駐停車マナーの向上を図る。
時 期	平成30年1月中下旬
設置箇所 (案)	
内 容	

実施項目④：啓発物品配布等による利用者啓発

目 的	① タクシー利用者(乗客)の乗降マナーの向上を図る。 ② タクシー利用者(乗客)が交差点内などの駐停車禁止場所でタクシーの乗降を求めることで、乗務員が応じざるを得ない実情から脱却を図る。
時 期	平成30年1月中下旬
内 容 案	① タクシー車内へのチラシの掲示(4,000枚) ② 商店街の放送による利用者啓発(四条繁栄会商店街) ③ 街頭啓発において、啓発物品(ティッシュ)を配布(4,000部程度) (四条通・京都駅前にて、② 利用者(乗客)向けアンケートと同時配布を予定) こんな場所でのタクシーの乗降は ご遠慮ください。 イラストに示す場所では駐停車が禁止されており、タクシーの乗降や客待ちは、タクシードライバーにとって「違法行為」になります。 お客様のご理解、ご協力をお願いします。 交差点から5m以内 横断歩道から5m以内 バス停から10m以内 京都タクシー業協センター・京都市 ルールを守って安全に！ 以下の場所でタクシーの乗降は ご遠慮ください。 交差点から5m以内 横断歩道から5m以内 バス停から10m以内 ※上記の場所でタクシーの乗降や客待ちは、タクシードライバーにとって「違法行為」になります。 京都タクシー業協センター・京都市 タクシー車内への掲示物 啓発物品(ティッシュ)への印字イメージ